

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

平成19年10月
(第2回訂正分)

株式会社ナチュラム

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売出価格等の決定に伴い、金融商品取引法第7条により有価証券届出書の訂正届出書を平成19年10月11日に近畿財務局長に提出し、平成19年10月12日にその届出の効力は生じております。

- 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由
平成19年9月18日付をもって提出した有価証券届出書及び平成19年10月1日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集1,500株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し600株の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成19年10月10日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。
- 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には____を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

2 【募集の方法】

平成19年10月10日(水)に決定された引受価額(201,300円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格220,000円)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社大阪証券取引所(以下、「取引所」という。)の定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」(以下「上場前公募等規則」という。)第3条の2に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定された価格で行います。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「137,250,000」を「150,975,000」に訂正

「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「137,250,000」を「150,975,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

(注) 4 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であります。

(注) 5の全文削除

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「発行価格(円)」の欄：「未定(注)1」を「220,000」に訂正

「引受価額(円)」の欄：「未定(注)1」を「201,300」に訂正

「資本組入額(円)」の欄：「未定(注)3」を「100,650」に訂正

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)4」を「1株につき220,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

(注) 1 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたしました。その状況については、以下のとおりであります。

発行価格の決定に当たりましては、仮条件(180,000円～220,000円)に基づいてブックビルディングを実施いたしました。

当該ブックビルディングの状況につきましては、

① 申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。

② 申告された需要件数が多かったこと。

③ 申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。

以上が特徴でありました。

上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規上場株に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、220,000円と決定いたしました。

なお、引受価額は201,300円と決定いたしました。

2 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格(220,000円)と発行価額(153,000円)及び平成19年10月10日(水)に決定した引受価額(201,300円)とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、1株当たりの増加する資本準備金の額は100,650円と決定いたしました。

4 申込証拠金には、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額(1株につき201,300円)は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

7 販売に当たりましては、取引所の株券上場審査基準に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及び委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 8の全文削除

4 【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

- 「引受けの条件」の欄：2 引受人は新株式払込金として、平成19年10月18日(木)までに払込取扱場所へ引受価額と同額(1株につき201,300円)を払込むことといたします。
- 3 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額(1株につき18,700円)の総額は引受人の手取金となります。

<欄外注記の訂正>

- (注) 1 上記引受人と平成19年10月10日(水)に元引受契約を締結いたしました。
- 2 引受人は、上記引受株式数のうち、18株について、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託いたします。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

- 「払込金額の総額(円)」の欄：「274,500,000」を「301,950,000」に訂正
- 「差引手取概算額(円)」の欄：「262,500,000」を「289,950,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

- (注) 1 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額289,950千円については、当社のEコマース(インターネット通信販売)事業における基幹業務システムであるNEXASの改良、改善及び仕入業務システムの改良、改善並びに顧客情報や商品情報等のデータベース管理用サーバー増設の設備投資に200,000千円を充当し、残額をEコマース(インターネット通信販売)事業の業務の拡大に伴う釣具、アウトドア用品販売のための商材(商品)購買資金等の運転資金に充当する予定であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式】

平成19年10月10日(水)に決定された引受価額(201,300円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格220,000円)で売出し(以下「本売出し」という。)を行います。引受人は株券受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、本売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「120,000,000」を「132,000,000」に訂正

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「120,000,000」を「132,000,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

(注)3、4の全文削除

2 【売出しの条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の記載の訂正>

「売出価格(円)」の欄「未定(注)1(注)2」を「220,000」に訂正

「引受価額(円)」の欄「未定(注)2」を「201,300」に訂正

「申込証拠金(円)」の欄「未定(注)2」を「1株につき220,000」に訂正

「元引受契約の内容」の欄「未定(注)3」を「(注)3」に訂正

<欄外注記の訂正>

(注)2 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

本売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一の理由により決定いたしました。

3 元引受契約の内容

証券会社の引受株数 SBIイー・トレード証券株式会社 600株
引受人が全株買取引受けを行います。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額(1株につき18,700円)の総額は引受人の手取金となります。

4 上記引受人と平成19年10月10日(水)に元引受契約を締結いたしました。